

各都道府県情報政策担当部長 様
各市区町村情報政策担当部長 様

地方公共団体情報システム機構
管理部長
(公 印 省 略)

デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・
共通化に係る事業）の事務処理要領の一部改正等について（通知）

平素から当機構の業務運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、下記のとおり、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）事務処理要領（令和 3 年 8 月 6 日、以下「標準化・共通化事務処理要領」という。）の一部を改正するとともに、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関する Q & A（以下「標準化・共通化 Q & A」という。）等を更新しましたので、通知します。

なお、本内容については、総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室とも協議済であることを申し添えます。

記

1 改正内容

(1) デジタル基盤改革支援補助金の事業実施期間の延長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 7 年法律第 35 号）における地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）の改正により、デジタル基盤改革支援基金（以下、「基金」という。）の設置年限が令和 8 年 3 月 31 日から令和 13 年 3 月 31 日まで延長（5 年間延長）されたことを踏まえ、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業、以下、「標準化・共通化補助金」という。）の事業の実施期限を令和 7 年度から令和 12 年度に変更します。

(2) 標準化・共通化補助金の補助基準額の上限額の変更

国の令和 6 年度補正予算（令和 6 年 12 月 17 日予算成立）における基金の増額を踏まえ、標準化・共通化補助金の補助基準額の上限額（以下「上限額」という。）を変更します。

(3) 補助金の申請等事務の効率化

補助金交付事務に係るスケジュールについて、これまで、随時、受け付けていた交付申請を、いわゆる交付前着手の考え方を明確化した上で、申請受付期間を設け、原則として、当該期間中に必要な申請を行うように変更します。

(4) ガバメントクラウド利用料等の取扱いの整理

総務省において、標準化・共通化補助金におけるガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料の取扱いが詳細化されたことを踏まえて、申請方法を変更します。

2 改正等に伴う令和 7 年度の標準化・共通化補助金の交付申請

令和 7 年度の交付申請については、令和 6 年 12 月 4 日地情機第 7093 号通知及び令和 7 年 1 月 10 日地情機第 73 号通知で案内したところですが、上記の改正を踏まえ、申請方法、申請書類等について、令和 7 年 7 月中旬を目途に次の内容を案内します。このため、本通知の日から案内までの間は、申請の受付を一旦停止します。

・申請受付期間を年 2 回（第 1 回：8～9 月、第 2 回：11～12 月）設け、各申請期間

につき1回、最大2回の申請を受付けること

- ・ 上限額の変更、配分額の設定、ガバメントクラウド利用料等の取扱い詳細化等に伴い必要となる変更申請書の提出
- ・ 申請書類の変更及び様式の修正

3 送付資料

(1) 標準化・共通化事務処理要領等

標準化・共通化事務処理要領（令和7年6月30日改正）

標準化・共通化事務処理要領別紙1_上限額の算定方法

標準化・共通化事務処理要領別紙2_各団体の上限額等（個票）

標準化・共通化事務処理要領（新旧対照表）

については、総務省にご協力いただき、各自治体へ都道府県を通じて個別に送付します。

(2) 標準化・共通化Q & A等

標準化・共通化Q & A第7版（令和7年6月30日改正）

標準化・共通化Q & A第7版（新旧対照表）

標準化・共通化FAQ（令和7年6月30日版）

4 その他

今回、通知させていただいた資料は、当機構のホームページからもダウンロードすることができますので、御活用ください。各自治体で管理されているID及びパスワードが必要となります。詳しくは、各自治体の情報システム担当に御確認ください。

以上

担 当： 地方公共団体情報システム機構管理部
標準化・共通化担当

申請書類等提出アドレス：clstand@j-lis.go.jp

質問専用アドレス：clstand-support@j-lis.go.jp

デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関するQ & A（第7版）
 新旧対照表

（赤字の部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">令和3年8月6日 一部改正 令和3年10月6日 一部改正 令和4年3月9日 一部改正 令和4年10月7日 一部改正 令和4年12月26日 一部改正 令和6年3月5日 <u>一部改正 令和7年6月30日</u></p> <p style="text-align: center;">デジタル基盤改革支援補助金 （地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関するQ & A（<u>第7版</u>）</p> <p>（略）</p> <p>1．事業の概要</p> <p>Q 1 デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化（以下「標準化・共通化」という。）に係る事業。以下「本補助金」という。）の概要はどのようなものか。</p> <p>A 1 本補助金は、地方公共団体がクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供する標準準拠システム（国が策定する基準に適合した情報システムをいう。以下同じ。）を利用する形態への計画的かつ円滑な移行を図るため、特定の基幹業務システム（ ）に関して地方公共団体が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準準拠システムへの移行に向けた調査等事業 	<p style="text-align: right;">令和3年8月6日 一部改正 令和3年10月6日 一部改正 令和4年3月9日 一部改正 令和4年10月7日 一部改正 令和4年12月26日 一部改正 令和6年3月5日</p> <p style="text-align: center;">デジタル基盤改革支援補助金 （地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関するQ & A（<u>第6版</u>）</p> <p>（略）</p> <p>1．事業の概要</p> <p>Q 1 デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化（以下「標準化・共通化」という。）に係る事業。以下「本補助金」という。）の概要はどのようなものか。</p> <p>A 1 本補助金は、地方公共団体がクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供する標準準拠システム（国が策定する基準に適合した情報システムをいう。以下同じ。）を利用する形態への計画的かつ円滑な移行を図るため、特定の基幹業務システム（ ）に関して地方公共団体が行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準準拠システムへの移行に向けた調査等事業

・国が整備するガバメントクラウド上でアプリケーション事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業

に係る取組を支援するものである。

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月改定閣議決定。以下「基本方針」という。）において目標時期が令和7年度とされているが、移行の難易度が極めて高い、事業者のリソース逼迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステム（特定移行支援システム）が存在することを踏まえ、デジタル基盤改革支援基金（以下「基金」という。）の設置年限が令和12年度末まで延長されたことから、本補助金は、令和12年度までの取組を支援することとしている。

なお、ガバメントクラウド以外の環境（オンプレミスを除く。以下同じ。）へ移行する場合には、ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件に、例外的に本補助金の対象とする。

（ ）対象となる基幹業務システムは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）において規定されている以下の20業務に係るシステムである。児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳（外国人含む。）、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

（令和7年6月更新）

Q2 令和7年度までに標準準拠システムを導入して、令和8年度以降に

・国が整備するガバメントクラウド上でアプリケーション事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業

に係る取組を支援するものである。

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）において目標時期が令和7年度とされていることを踏まえ、本補助金は、令和7年度までの取組を支援することとしている。

なお、ガバメントクラウド以外の環境（オンプレミスを除く。以下同じ。）へ移行する場合には、ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件に、例外的に本補助金の対象とする。

（ ）対象となる基幹業務システムは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）において規定されている以下の20業務に係るシステムである。児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳（外国人含む。）、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

（令和4年10月更新）

Q2 令和7年度までに標準準拠システムを導入して、令和8年度以降に

ガバメントクラウドに移行する場合は、補助の対象となるか。

A 2 以前は基金の設置年限が令和7年度までであったことから、令和8年度以降のガバメントクラウドへの移行に要する経費は本補助金の対象とならなかったが、基金の設置年限が令和12年度までに延長されたことから、当該経費は本補助金の対象となりうるものである。ただし、ガバメントクラウド上で稼働後の移行作業でデータ移行やテスト等を実施し、通常の運用時に要する経費とは明確に異なる形でガバクラ利用料が発生する場合など、実際の移行作業に要するガバクラ利用料と整理できる場合については、運用経費と明確に切り分けた上で補助金の交付申請を行うこと。

(令和7年6月更新)

Q 3 標準準拠システムをオンプレミスで導入する場合のシステム移行経費について、本補助金の対象となるか。

A 3 オンプレミスで導入する標準準拠システムへの移行に係る経費については、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)附則第9条の2第1項第1号イにおいて、基金による補助金の対象業務とされている「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)を活用した情報システムの共同化」に該当しないことから、本補助金の対象とならない。

(令和7年6月更新)

Q 4 ~ Q 5 (略)

2. 対象システムについて

ガバメントクラウドに移行する場合は、補助の対象となるか。

A 2 本補助金の交付に当たっては、原則として令和7年度までに、ガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムに移行することが前提と考えており、令和7年度までに標準準拠システムを導入した後、令和8年度以降のガバメントクラウドへの移行に要する経費は、本補助金の対象とならない。

(令和6年3月更新)

Q 3 標準準拠システムをオンプレミスで導入する場合のシステム移行経費について、本補助金の対象となるか。

A 3 オンプレミスで導入する標準準拠システムへの移行に係る経費については、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)附則第9条の2第1項第1号イにおいて、デジタル基盤改革支援基金による補助金の対象業務とされている「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。)を活用した情報システムの共同化」に該当しないことから、本補助金の対象とならない。

(令和4年10月更新)

Q 4 ~ Q 5 (略)

2. 対象システムについて

Q 1 ~ Q 3 (略)

3 .自治体クラウド等について

Q 1 ~ Q 7 (略)

4 .申請主体について

Q 1 ~ Q 4 (略)

5 .補助対象経費

Q 1 補助対象経費や補助対象外経費は、具体的にどのような経費が該当するか。

A 1 以下のとおり。

<補助対象経費について>

A) 調査等準備経費

各府省が作成する標準仕様書等と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これらを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

現行システムで使用している外字と行政事務標準文字との同定作業(文字同定支援ツールの購入を含む。)、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのデータ移行作業(データ移行ツールの購入を含む。)、データクレンジング(データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重

Q 1 ~ Q 3 (略)

3 .自治体クラウド等について

Q 1 ~ Q 7 (略)

4 .申請主体について

Q 1 ~ Q 4 (略)

5 .補助対象経費

Q 1 補助対象経費や補助対象外経費は、具体的にどのような経費が該当するか。

A 1 以下のとおり。

<補助対象経費について>

A) 調査等準備経費

各府省が作成する標準仕様書等と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これらを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

現行システムで使用している外字と行政事務標準文字との同定作業(文字同定支援ツールの購入を含む。)、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのデータ移行作業(データ移行ツールの購入を含む。)、データクレンジング(データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重

複を洗い出し、必要に応じてデータを修正すること。)等に要する経費

C) 環境構築に要する経費

ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、ガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

D) テスト・研修に要する経費

標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

標準準拠システムと関連システム(標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。)との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定、連携テスト等に要する経費

F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

令和12年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費(リース残債等)

< 補助対象外経費について >

A) アプリケーション利用料(アプリケーション開発に相当する経費を含む。)やリース料等の運用経費

B) 事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費

C) 条例・規則等の改正、PIA実施に要する経費

D) 地方公共団体職員に係る人件費(時間外手当を含む。)

複を洗い出し、必要に応じてデータを修正すること。)等に要する経費

C) 環境構築に要する経費

ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、ガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

D) テスト・研修に要する経費

標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

標準準拠システムと関連システム(標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。)との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定、連携テスト等に要する経費

F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

令和7年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費(リース残債等)

< 補助対象外経費について >

A) アプリケーション利用料(アプリケーション開発に相当する経費を含む。)やリース料等の運用経費

B) 事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費

C) 条例・規則等の改正、PIA実施に要する経費

D) 地方公共団体職員に係る人件費(時間外手当を含む。)

- E) 地方公共団体職員に係る旅費
- F) 諸謝金(調査研究等準備経費に含まれるものを除く。)
- G) 一般事務費(通信運搬費、資料等印刷経費等)

(令和7年6月更新)

Q2、Q3 (略)

Q4 標準準拠システムの導入にあわせて、業務改革(BPR)を実施しようと考えているが、BPRの実施に係る経費は補助の対象になるか。

A4 ガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行を視野に、令和12年度までの移行計画を作成するのにあわせて、標準仕様と現行システムに係る仕様との差異を踏まえた事務運用の見直しを検討する場合の委託経費等は、本補助金の対象となる。

ただし、BPRの実施のためにAIやRPA等を導入する経費等については、本補助金の対象とならない。

(令和7年6月更新)

Q5～Q8 (略)

Q9 システムの更改時期が令和8年度以降のケースで、令和7年度までに長期契約を解約して標準準拠システムへ移行しようとする場合、契約解除に伴う違約金はどこまで補助の対象となるか。

A9 現行契約の解約に伴うサーバのリース残債など移行に当たって、不可避免的に発生する経費を対象とし、具体的には、次のとおり。

- ・ガバメントクラウドやガバメントクラウド以外の環境への移行に伴い発生する現行システムに関するサーバのリース残債又は廃棄経費(地方公共団体がサーバを買い取っている場合)

- E) 地方公共団体職員に係る旅費
- F) 諸謝金(調査研究等準備経費に含まれるものを除く。)
- G) 一般事務費(通信運搬費、資料等印刷経費等)

(令和6年3月更新)

Q2、Q3 (略)

Q4 標準準拠システムの導入にあわせて、業務改革(BPR)を実施しようと考えているが、BPRの実施に係る経費は補助の対象になるか。

A4 ガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行を視野に、令和7年度までの移行計画を作成するのにあわせて、標準仕様と現行システムに係る仕様との差異を踏まえた事務運用の見直しを検討する場合の委託経費等は、本補助金の対象となる。

ただし、BPRの実施のためにAIやRPA等を導入する経費等については、本補助金の対象とならない。

Q5～Q8 (略)

Q9 システムの更改時期が令和8年度以降のケースで、令和7年度までに長期契約を解約して標準準拠システムへ移行しようとする場合、契約解除に伴う違約金はどこまで補助の対象となるか。

A9 現行契約の解約に伴うサーバのリース残債など令和7年度までの標準準拠システムへの移行に当たって、不可避免的に発生する経費を対象とし、具体的には、次のとおり。

- ・ガバメントクラウドやガバメントクラウド以外の環境への移行に伴い発生する現行システムに関するサーバのリース残債又は廃棄経費

・ガバメントクラウドやガバメントクラウド以外の環境への移行によって発生する現行システムの契約解除に伴う違約金等の追加的経費

(令和7年6月更新)

Q10 事業者と合意した標準準拠システムへの移行見込み時期より前に現行システムの更改時期を迎えることが見込まれており、現時点では、これまで同様、複数年に渡る契約を締結せざるを得ないと考えているが、その結果、次回の更改時期が当該移行見込み時期を超えたとしても、標準準拠システムへ移行するために当該契約を解約する場合のリース残債等は、補助の対象となるか。

A10 現行システムの利用延長を原則とするが、やむを得ず契約更改を行う必要がある場合においては、当該契約を移行時に解約する場合の違約金・リース残債と 移行時までの短期間契約を締結する場合の割高の費用を比較することが必要である。比較の結果、安価である方を補助上限額の範囲内において補助対象とする(補助金の交付申請の際には、安価であることの疎明資料(現行システム単価・複数年契約時の単価・短期間契約時の単価の比較表など)の提出を求める。)。

なお、令和4年12月26日以前に現行システムの更改を迎えたため、これまでと同様に複数年に渡る契約を締結したものについて、標準準拠システムへの移行時に当該契約を途中解約する場合の違約金・リース残債は、従前どおり、短期間契約の割高の費用と比較することなく対象となる。

(令和7年6月更新)

(削る。)

費(地方公共団体がサーバを買い取っている場合)

・ガバメントクラウドやガバメントクラウド以外の環境への移行によって発生する現行システムの契約解除に伴う違約金等の追加的経費

(令和6年3月更新)

Q10 事業者による標準準拠システムの提供が始まる前に現行システムの更改時期を迎えることが見込まれており、現時点では、これまでと同様の更改により5年間の契約を締結せざるを得ないと考えているが、その結果次回の更改時期が令和8年度以降となるとしても、標準準拠システムへ移行するため令和7年度までに当該契約を解約する場合のリース残債等は、補助の対象となるか。

A10 現行システムの利用延長を原則とするが、利用延長を検討した上で、現行システムのOS保守期限満了などの理由により、やむを得ず契約更改を行う必要がある場合であって、リース残債等が発生しない方法による契約更改を行うことが困難である場合に限り、移行の目標時期である令和7年度末までに当該契約を解約する場合のリース残債等についても、補助上限額の範囲内において補助対象とする(補助金の交付申請の際には、契約更改が必要な真にやむを得ない理由の疎明資料(現行システム延長検討記録など)の提出を求める。)。

(令和4年3月更新)

Q11 事業者による標準準拠システムの提供が始まる前に現行システムの更改時期を迎えることから、非標準準拠システムへの更改を行う必

要がある。その後、標準準拠システムに令和7年12月に移行する場合、通常の5年契約ではなく、当該期限までの短期間（例えば3年）の契約を行う予定である。この場合、通常の5年契約の利用料の月単価よりも短期間契約の利用料の月単価の方が割高となるが、当該利用料単価の割高分について、令和7年度までに標準準拠システムに移行するための不可避的に発生する追加的な経費（補助対象経費F）として補助対象となるか。

A11 現行システムの利用延長を原則とするが、利用延長を検討した上で、やむを得ず契約更改を行う必要がある場合で、かつ、移行の目標時期である令和7年度末までに当該契約を解約する場合の違約金・リース残債と短期間契約を締結した場合の割高分の費用を比較して、短期間契約を締結する場合の方が安価である場合には、短期間契約締結における利用料の割高分の費用については、補助上限額の範囲内において補助対象とする（補助金の交付申請の際には、契約更改が必要な真にやむを得ない理由の疎明資料（現行システム延長検討記録など）及び短期間契約の方が安価であることの疎明資料（現行システム単価・5年契約時の単価・短期間契約時の単価の比較表など）の提出を求める。）。なお、交付決定の後に事業に着手することが原則であるが、本取扱いを定めた令和4年12月26日以前に既に契約した上述の短期間契約締結における利用料の割高分の費用についても、例外として補助対象経費となり得る。

（令和6年3月更新）

Q11 （略）

Q12 ガバメントクラウド先行事業又は早期移行団体検証事業に参加し、当該事業終了後引き続き現行システム（非標準準拠システム）をガバメントクラウド上で稼働させ、令和7年度に標準準拠システムに

Q12 （略）

Q13 ガバメントクラウド先行事業又は早期移行団体検証事業に参加し、当該事業終了後引き続き現行システム（非標準準拠システム）をガバメントクラウド上で稼働させ、令和7年度に標準準拠システムに

移行する予定である。

この場合、 のアプリケーション利用料やガバメントクラウド利用料、 の移行経費は補助の対象になるか。

A12 当該事業終了後から標準準拠システムへの移行までの間ガバメントクラウド上で稼働させる場合、 () のアプリケーション利用料については地方公共団体において負担し、ガバメントクラウド利用料については、 (5 . 補助対象経費) **QA21**に記載のとおり。

また、標準準拠システムへの移行 () に係る経費については本補助金の対象となる。

なお、ガバメントクラウド利用料については、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担することとしているが、利用料の負担方法については、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国は、国及び地方公共団体等の利用料を一括してC S Pに支払うこととされている。

(令和7年6月更新)

Q13 ~ Q17 (略)

Q18 補助金の交付決定前に着手すること(事前着手)は可能か。

A18 交付決定前に事業に着手(契約締結)した場合は、補助の対象とならない。なお、令和7年度以降の当初申請(過年度において交付申請を行っていない場合を除く)及び変更申請と契約締結の関係については、一連の移行作業が、J-LISへの申請を行う度に、それぞれ別事業と整理されるものではなく、移行計画に基づいた標準準拠システムへの移行に係る事業である場合は、いわゆる「交付前着手」にはあたらないと考えられる。また、本補助金は年度毎の申請及び交付決定を行っているため、令和6年度以前に実施した補助事業については対象とならない。

移行する予定である。

この場合、 のアプリケーション利用料やガバメントクラウド利用料、 の移行経費は補助の対象になるか。

A13 当該事業終了後から標準準拠システムへの移行までの間ガバメントクラウド上で稼働させる場合、 () のアプリケーション利用料については地方公共団体において負担し、ガバメントクラウド利用料については、 (5 . 補助対象経費) **QA22**に記載のとおり。

また、標準準拠システムへの移行 () に係る経費については本補助金の対象となる。

なお、ガバメントクラウド利用料については、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担することとしているが、利用料の負担方法については、利用料等の見通しの情報や先行事業等での検証結果などを明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行うとされている。

(令和6年3月更新)

Q14 ~ Q18 (略)

Q19 補助金の交付決定前に着手すること(事前着手)は可能か。

A19 交付決定前に事業に着手(契約締結)した場合は、補助の対象とならない。

(令和6年3月更新)

(令和7年6月更新)

Q19、Q20 (略)

Q21 標準準拠システムへ移行を行う際の、本番稼働前のガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料について、本補助金の対象となるか。

A21 ガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料について、基本的には、運用経費に該当するため本補助金の対象にはならない。ただし、当該経費が本番稼働前であり、データ移行等のために不可避免的に発生する経費であるなど、運用経費と明確に切り分けられるものとして補助対象経費A～Eの経費として該当する場合は対象となる。

なお、移行経費に係るガバメントクラウド利用料及び回線使用料については、以下の内容を踏まえ、運用経費と明確に切り分けること。その際、「令和7年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に係る調査」(令和7年2月18日デ社第81号)で回答された「業務システムの本番稼働が始まる月」以降は、普通交付税措置の算定対象となっているため、移行経費に含めないこと

○
・ 移行作業の開始と本番環境への切替え(本番稼働後は運用経費)のタイミングについてはシステム単位で判定すること。例えば、あるシステムが本番稼働しているにもかかわらず他の全てのシステムが移行完了(本番稼働)するまでの間を「移行作業」と見立てて、移行経費の対象とするなどの取扱いは不可であり、運用経費が含まれる懸念がないようにすること。

・ ガバメントクラウドのアカウントを開設するとガバメントクラウド利用料が発生するが、移行作業に真に必要なリソースをできる限り必要なタイミングで利用する、実際の移行作業に要する日数や時間についてできる限り詳細に見積もるなど、効率的な移行作業に努

Q20、Q21 (略)

Q22 標準準拠システムへ移行を行う際の、本番稼働前のガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料について、本補助金の対象となるか。

A22 ガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料について、基本的には、運用経費に該当するため本補助金の対象にはならない。ただし、当該経費が本番稼働前であり、データ移行等のために不可避免的に発生する経費であるなど、運用経費と明確に切り分けられるものとして補助対象経費A～Eの経費として該当する場合は対象となる。

なお、単に本番稼働前のガバメントクラウド利用料及び回線使用料について本補助金の対象としているのではなく、標準準拠システムへの移行に要する一時経費として補助対象経費A～Eに該当しないガバメントクラウド利用料及び回線使用料は、本番稼働前であろうと本補助金の対象とはならない。

(令和6年3月更新)

めること。例えば、本番環境における繁忙期を想定し、アカウント開設時から休日等の区分なく継続すると、不必要なガバメントクラウド利用料が発生する懸念があるため、事業者とよく調整すること

。また、回線使用料については、上記の移行経費として認められるガバメントクラウド利用料に係るものを、移行経費として補助対象とする。その際は、適切に月額回線使用料を按分するなどして算定すること。

移行経費に含まれるガバメントクラウド利用料と回線使用料については、以上の通りであるが、他の移行経費と同じく、重回帰分析等を行った上で各地方公共団体ごとに設定される上限額に含まれるものであり、効率的な執行に努めること。

(令和7年6月更新)

6. 補助額

Q 1 (略)

Q 2 補助基準額の上限額とは、単年度当たりか、各年度の合計か。

A 2 補助基準額の上限額として示しているのは、1地方公共団体当たりの令和12年度までの補助金の合計の金額である。

(令和7年6月更新)

Q 3 (略)

Q 4 補助金の適切な活用にあたって、留意すべき事項はあるか。

A 4 手順書を参照しながら標準化・共通化にあたって必要な手続や機能を精査した上で、移行完了までの事業計画書を作成・提出していただ

6. 補助額

Q 1 (略)

Q 2 補助基準額の上限額とは、単年度当たりか、各年度の合計か。

A 2 補助基準額の上限額として示しているのは、1地方公共団体当たりの令和7年度までの補助金の合計の金額である。

Q 3 (略)

Q 4 補助金の適切な活用にあたって、留意すべき事項はあるか。

A 4 手順書を参照しながら標準化・共通化にあたって必要な手続や機能を精査した上で、令和7年度までの事業計画書を作成・提出していただ

きたい。また、補助金申請に係る所要額については、複数ベンダから見積りを徴取する、ベンダの見積り額の精査にあたって見積金額の妥当性を確認できるよう作業内容、職種、工程、工数、単価等の積算内訳を明確化する等により、経費の妥当性を判断していただきたい。

(令和7年6月更新)

Q5 (略)

Q6 令和8年度以降に移行する特定移行支援システムに対する補助金はどのように考えているのか。

A6 基金の年限延長に伴い、令和8年度以降の移行経費についても、上限額の範囲内で支援を行う。その上で、なお必要となる経費については、今後、効率的な執行を踏まえつつ、財政措置を含め、総合的に検討を行う。

(令和7年6月更新)

Q7、Q8 (略)

7. 手続

Q1、Q2 (略)

Q3 申請可能期間についての考え方はどのようなものか。

A3 交付申請に係るスケジュールについては、これまでは随時申請を受け付けていたが、新たに申請受付期間を設けることとする。

令和7年度以降は、多くの地方公共団体において移行作業が本格化するところ、補助金の交付事務についてもできる限りの効率化を行い

だきたい。また、補助金申請に係る所要額については、複数ベンダから見積りを徴取する、ベンダの見積り額の精査にあたって見積金額の妥当性を確認できるよう作業内容、職種、工程、工数、単価等の積算内訳を明確化する等により、経費の妥当性を判断していただきたい。

Q5 (略)

Q6 補助金に係る基金の設置年限は令和7年度末までとなっているが、令和8年度以降に移行する移行困難システムに対する補助金はどのように考えているのか。

A6 令和7年度末までの移行期限に間に合わない移行困難システムについて、デジタル庁及び総務省が実施する調査の内容も踏まえて、対応を検討する予定。

(令和6年3月更新)

Q7、Q8 (略)

7. 手続

Q1、Q2 (略)

Q3 いつでも申請できるのか。

A3 交付申請に係るスケジュールについては、毎年度通知する予定である。

(令和4年3月更新)

、移行作業に注力できる環境を整備する必要がある。そのため、従来、変更承認申請を随時、複数回受け付けていたが、いわゆる交付前着手の考え方を明確化した上で、申請受付期間を設け、原則として、各地方公共団体は当該期間中に必要な申請を行うこととした。

また、上記を踏まえ、申請受付期間中における交付申請は、原則として1回とするため、補助対象経費に該当するか否かについては、他のQA等を確認いただくとともに、疑義がある場合はPMOツールで確認するなど必要な確認等を行った上で、適切に申請書類等を準備いただきたい。

(令和7年6月更新)

Q4～Q6 (略)

Q7 基金の設置年限までに、標準準拠システムやガバメントクラウドへの移行ができなかった場合には補助金の返還は必要か。

A7 基金については、特定移行支援システムが存在することを踏まえ、その設置年限が令和12年度までとされたところであり、移行スケジュールに沿って計画的に取組を進めていただきたい。

(令和7年6月更新)

Q4～Q6 (略)

Q7 令和7年度までに、標準準拠システムやガバメントクラウドへの移行ができなかった場合には補助金の返還は必要か。

A7 本補助金は、令和7年度までに、地方公共団体が、原則としてガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへ移行するための取組を支援するものであり、移行スケジュールに沿って計画的に取組を進めていただきたい。

なお、一部のシステムが移行困難システムに該当し、令和8年度以降に移行することとなった場合であっても、当該システムに交付した本補助金及び当該自治体において令和7年度までに標準準拠システムに移行した他のシステムに係る本補助金の返還を求めることは想定していない。

(仮に、正当な理由なく令和7年度までの移行ができなかった場合には、交付決定の取消しや補助金の返還等が必要となる場合がある。)

(令和6年3月更新)

Q 8、Q 9 (略)

Q10 令和8年度以降の移行とならざるを得ない特定移行支援システムに係る補助金申請はどのように行えば良いか。

A10 特定移行支援システムに係る補助対象経費についても、これまでどおり申請いただきたい。

(令和7年6月更新)

Q11 補助金の上限額を超えているため、交付申請を行わず、契約締結した事業について、補助金の上限額が増額されたことにより、当該事業についての補助金申請は可能か。

A11 原則として契約締結後の補助金申請は認められない。

ただし、令和7年度以降の申請については、既に交付決定額が補助上限額に達していたために、補助金申請を行っていない事業に限り、補助金申請を行うことは可能である。なお、本補助金は年度毎の申請及び交付決定を行っているため、令和6年度以前に実施した補助事業については対象とならない。

(令和7年6月更新)

Q 8、Q 9 (略)

Q10 令和7年度の移行期限に間に合わない移行困難システムに係る補助金申請はどのように行えば良いか。

A10 デジタル基盤改革支援基金の設置期限は令和7年度末であるが、移行困難システムについても令和7年度末までに係る補助対象経費は、これまでどおり申請いただきたい。

なお、移行困難システムについて、デジタル庁及び総務省が実施する調査の内容も踏まえて、対応を検討する予定。

(令和6年3月更新)

Q11 補助金の上限額を超えているため、交付申請を行わず、契約締結した事業について、補助金の上限額が増額されたことにより、当該事業についての補助金申請は可能か。

A11 原則として契約締結後の補助金申請は認められない。

ただし、既に交付決定額が補助上限額に達していたために、補助金申請を行っていない事業に限り、補助金申請を行うことは可能である。

(令和6年3月更新)

令和3年8月6日
一部改正 令和3年10月6日
一部改正 令和4年3月9日
一部改正 令和4年10月7日
一部改正 令和4年12月26日
一部改正 令和6年3月5日
一部改正 令和7年6月30日

デジタル基盤改革支援補助金
(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)
に関するQ & A (第7版)

このQ & Aは、今後、必要に応じ、順次更新を行っていきます。最新版を参照するようにしてください。

なお、本内容については、総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室とも協議済です。

1. 事業の概要

Q 1 デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化(以下「標準化・共通化」という。))に係る事業。以下「本補助金」という。)の概要はどのようなものか。

A 1 本補助金は、地方公共団体がクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して提供する標準準拠システム(国が策定する基準に適合した情報システムをいう。以下同じ。)を利用する形態への計画的かつ円滑な移行を図るため、特定の基幹業務システム()に関して地方公共団体が行う

- ・標準準拠システムへの移行に向けた調査等事業
- ・国が整備するガバメントクラウド上でアプリケーション事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業

に係る取組を支援するものである。

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和6年12月改定・閣議決定。以下「基本方針」という。)において目標時期が令和7年度とされているが、移行の難易度が極めて高い、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステム(特定移行支援システム)が存在することを踏まえ、デジタル基盤改革支援基金(以下「基金」という。)の設置年限が令和12年度末まで延長されたことから、本補助金は、令和12年度までの取組を支援することとしている。

なお、ガバメントクラウド以外の環境(オンプレミスを除く。以下同じ。)へ移行する場合においては、ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に

比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件に、例外的に本補助金の対象とする。

()対象となる基幹業務システムは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）において規定されている以下の20業務に係るシステムである。児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳（外国人含む。）、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

（令和7年6月更新）

Q 2 令和7年度までに標準準拠システムを導入して、令和8年度以降にガバメントクラウドに移行する場合は、補助の対象となるか。

A 2 以前は基金の設置年限が令和7年度までであったことから、令和8年度以降のガバメントクラウドへの移行に要する経費は本補助金の対象とならなかったが、基金の設置年限が令和12年度までに延長されたことから、当該経費は本補助金の対象となりうるものである。ただし、ガバメントクラウド上で稼働後の移行作業でデータ移行やテスト等を実施し、通常の運用時に要する経費とは明確に異なる形でガバクラ利用料が発生する場合など、実際の移行作業に要するガバクラ利用料と整理できる場合については、運用経費と明確に切り分けた上で補助金の交付申請を行うこと。

（令和7年6月更新）

Q 3 標準準拠システムをオンプレミスで導入する場合のシステム移行経費について、本補助金の対象となるか。

A 3 オンプレミスで導入する標準準拠システムへの移行に係る経費については、地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第9条の2第1項第1号イにおいて、基金による補助金の対象業務とされている「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムの共同化」に該当しないことから、本補助金の対象とならない。

（令和7年6月更新）

Q 4 標準化対象20業務のうち、1業務でもオンプレミスで整備した場合、20業務分全てについて、本補助金の対象外になるのか。

A 4 オンプレミス環境で構築したシステムへの移行に係る経費については本補助金の対象外となること、これをもって当該システム以外の標準化事業全体に係る経費が本補助金の対象外となることは想定していない。

(令和6年3月更新)

Q 5 「国が策定する基準」とは何か。いつ頃示される予定か。

A 5 各省庁において、標準化対象20業務の標準仕様書、デジタル庁において、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書等、共通事項に関する標準仕様書が公表されているところ。

これらの標準仕様書を基礎として、今後、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)に規定する標準化基準(省令)を策定する予定である。なお、省令制定時期については、今後調整していく。

(令和6年3月更新)

2. 対象システムについて

Q 1 今後新たに標準化の対象システムが追加される場合、戸籍・戸籍の附票・印鑑登録の3業務が追加された際と同様、補助対象に追加されるのか。また、上限額が増額されるのか。

A 1 今後の補助金の取扱いについては未定。

(令和4年3月更新)

Q 2 地方公共団体が条例・規則等により独自に実施している業務に係るシステムは補助の対象となるか。

A 2 地方公共団体独自の業務に係るシステムのうち、各標準仕様書において標準化対象事務と位置づけられ、パラメータ処理等により標準準拠システムの一部とされたものについては、標準準拠システムとして補助対象となる。それ以外の地方公共団体独自の業務に係るシステムは、標準仕様がないため基準への適合は要しないが、住民記録や税などの標準化対象システムとシステム連携している場合には、標準準拠システムへの移行に伴い独自業務に係るシステムとの連携プログラムに必要な修正が生ずることが見込まれ、当該連携に要する経費については本補助金の対象となるものと考えている。

(令和4年10月更新)

Q 3 地方公共団体の独自の業務について、標準化対象となる基幹系システムと連携しているものも多いが、これらの独自システムについてガバメントクラウドを活用して利用することも可能か。その場合のガバメントクラウドへの移行経費は補助の対象となるか。

A 3 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(令和4年10月)によれば、ガバメントクラウドに構築可能なシステムは、「標準準拠システム」及び「関連システム」であり、「関連システム」として、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムその他、標準準拠システムと同

じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムについて広く対象とすることとされている。

関連システムのうち、標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムについては、当該システムのガバメントクラウドの活用有無にかかわらず、標準準拠システムとの円滑な連携に要する経費として本補助金の対象となる。

(令和4年10月更新)

3. 自治体クラウド等について

Q1 ガバメントクラウドを活用せず、自治体クラウドなどガバメントクラウド以外のクラウドを活用して標準準拠システムへの移行を行う場合も補助の対象となるか。

A1 ガバメントクラウドを活用する場合には、最新のセキュリティ対策、コストの低減等が実現されるほか、全国的な新しいサービスの早期提供等についても期待できることとあり、本補助金の交付に当たっては、ガバメントクラウドの活用を前提としている。

基本方針では、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるが、ガバメントクラウドと比較して、当該自治体クラウド等の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、標準準拠システムをガバメントクラウド以外の環境で導入することを妨げないとされていることから、ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすることを条件に、例外的に、ガバメントクラウド以外の環境へのシステム移行経費も補助対象となる。

(令和4年10月更新)

Q2 ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果とは具体的にどのような比較を行うことか。

A2 ガバメントクラウドの利用は努力義務とされており、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきところ、その上でガバメントクラウド以外の環境を利用することについては、当該地方公共団体として説明責任を果たす観点から、各地方公共団体において判断されることが望ましいと考える。例えば、標準準拠システムが非機能要件の標準を満たしうる環境であること、ガバメントクラウドの要件に示されている2つの要件(「データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。」、「一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。」)を満たす環境であること、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータ連携を行えることなど、性能面でガバメントクラウドと同様であることを示すとともに、先行事業における投資対効果の分析と同様の項目による経済合理性の提示を求める。

(令和6年3月更新)

Q 3 公表とは誰に対して公表するのか。また、モニタリングの期間は、どの程度を想定しているのか。

A 3 説明責任を果たす観点から、ホームページ等で広く結果を公表することを要件とする。モニタリングについては、一般的なシステム更新期間が5年間であることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の趣旨も踏まえ、5年間程度の継続的な実績の公表を想定している。

なお、補助金の申請時には、公表やモニタリングの実施に向けた取組等に関する疎明資料の提出を求める。

(令和6年3月更新)

Q 4 比較結果、モニタリング結果の妥当性は誰が判定するのか。また、変更は認められるのか。

A 4 ガバメントクラウド以外の環境との比較結果及びモニタリング結果の妥当性についての説明責任は、地方公共団体が有するものと考えている。

(令和4年10月更新)

Q 5 「ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と連携させることを可能とすること」とはどのような状態を実現すればいいのか。

A 5 ガバメントクラウド上のシステムと情報連携できるよう実装することが必要となる。具体的には、ガバメントクラウド上の標準準拠システムやVRSのように国が構築し、地方公共団体の基幹業務システムとデータ連携することを想定したシステムに対してガバメントクラウド以外の標準準拠システムから情報連携可能なように、ガバメントクラウド以外の環境とネットワーク接続することなどが想定される。

(令和4年10月更新)

Q 6 「ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と連携させることを可能とすること」とはシステムとネットワークを維持しなければならないのか。

A 6 補助金の申請に当たっては、例えば連携させる際の手法・連携までのスケジュール等を記した計画書など、ガバメントクラウドの標準準拠システム等(国が立ち上げるVRS等のような緊急サービスを含む。)とデータ要件・連携要件に従って遅滞なく連携させることに対応する旨の疎明資料の提出を求める。

(令和6年3月更新)

Q 7 既に自治体クラウドを実施している地方公共団体は、今後、標準化・共通化をどのように進めていくべきか。

A 7 現在、自治体クラウドを実施している団体は、共同調達による契約事務等の負担

軽減など、その枠組みのもたらすメリットを標準化・共通化においても生かすことが期待されるところであり、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるが、ガバメントクラウドと比較して、当該自治体クラウドの方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、標準準拠システムをガバメントクラウド以外の環境で導入することを妨げない。

(令和4年10月更新)

4. 申請主体について

Q 1 都道府県も申請主体となることができるか。

A 1 標準化の対象である20業務のうち生活保護及び児童扶養手当については、生活保護システム標準仕様書【第1.0版】及び児童扶養手当システム標準仕様書【第1.0版】において、都道府県が処理する事務に係るシステムについても、標準化対象とされたことから、都道府県においても、これらのシステムについて、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を目指すこととなったことを踏まえ、今般、これらのシステムに係るガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのシステム移行経費に関する上限額を別紙のとおり定めた。

(令和4年10月更新)

Q 2 標準化対象事務について、市町村(特別区を含む。以下同じ。)間で広域連合や一部事務組合(以下「広域連合等」という。)を設置して共同処理し、システムも広域連合等において調達・運用しているが、広域連合等が申請主体となることができるか。

A 2 広域連合等において標準化対象事務を共同処理している場合には、当該事務処理に要する経費は構成市町村からの負担金を収入に充てていると考えられ、標準準拠システムへの移行に要する経費に係る負担金相当額について、本補助金の対象となると考えている。

したがって、申請者としては市町村で統一している。

(令和4年10月更新)

Q 3 近隣又は遠隔地の市町村との間でシステムの共同利用を実施している場合、本補助金の申請主体は誰か。

A 3 複数市町村でシステムの共同利用を実施している場合、各市町村がそれぞれ負担する一時経費(導入経費)について、各市町村が申請主体となる。

Q 4 各市町村が計画的かつ円滑に移行することができるよう、都道府県において、複数の市町村からの要請を受けて移行計画の策定等をまとめて行ったり、市町村の移行計画策定等の支援を実施したいと考えているが、当該支援経費について、都道府県が「調査研究等準備経費」を申請することは可能か。

A 4 各市町村の現行システムの分析や分析結果を踏まえた事務運用等の検討、移行計画の策定等にあたって、都道府県が全体の進行管理役を担い人材支援等を行ったり、都道府県が一括して委託契約を締結し、受託事業者が対象市町村の現行システムの分析等を行ったりすることも考えられる。

その場合の当該支援経費については、各市町村からの負担金等を収入として充てることとし、各市町村の負担金相当額を本補助金の対象として、各市町村から申請いただきたい。

なお、都道府県が事務の実施主体として処理するシステム（生活保護や児童扶養手当システム）に関する都道府県のシステムの移行計画等の移行経費は、補助対象経費となる。

（令和4年10月更新）

5. 補助対象経費

Q 1 補助対象経費や補助対象外経費は、具体的にどのような経費が該当するか。

A 1 以下のとおり。

< 補助対象経費について >

A) 調査等準備経費

各府省が作成する標準仕様書等と現行システムに係る仕様との差異の洗い出し、業務プロセス・他システムへの影響範囲の特定を行う目的で実施する現行システムの実態調査、これらを踏まえた標準準拠システムに基づく事務運用等の見直し検討、システム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、円滑な準備を行うための外部コンサルタント等の活用に必要な経費

B) 文字の標準化・データ移行等に要する経費

現行システムで使用している外字と行政事務標準文字との同定作業（文字同定支援ツールの購入を含む。）、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境へのデータ移行作業（データ移行ツールの購入を含む。）、データクレンジング（データベースの中から移行後のシステムや運用に影響を与える誤りや重複を洗い出し、必要に応じてデータを修正すること。）等に要する経費

C) 環境構築に要する経費

ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される標準準拠システムの稼働環境への接続設定、ガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定、標準準拠システムの利用に必要なパラメータ設定など必要な初期設定作業等に要する経費

D) テスト・研修に要する経費

標準準拠システムに係る一連のテストや操作研修の実施等に要する経費

E) 関連システムとの円滑な連携に要する経費

標準準拠システムと関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うものに限る。）との間の連携プログラム等の修正、当該関連システムがガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で提供される場合の稼働環境への接続設定、連携テスト等に要する経費

F) 契約期間中における既存システムの整理に要する経費

令和12年度までに標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムに係る契約期間の変更等を行う場合に不可避免的に発生する追加的な経費（リース残債等）

< 補助対象外経費について >

A) アプリケーション利用料（アプリケーション開発に相当する経費を含む。）やリース料等の運用経費

B) 事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費

C) 条例・規則等の改正、PIA実施に要する経費

D) 地方公共団体職員に係る人件費（時間外手当を含む。）

E) 地方公共団体職員に係る旅費

F) 諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）

G) 一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

（令和7年6月更新）

Q2 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（以下「手順書」という。）が示されているが、手順書で示された作業手順どおりに進めることが、本補助金の要件となるのか。

A2 手順書については、各地方公共団体が、令和7年度までの標準準拠システムへの移行を計画的に進めることができるよう、想定される作業手順をお示ししたものであり、本補助金の活用にあたっての要件になるものではない。各地方公共団体の移行スケジュールの検討に際して適宜参照いただきたい。

なお、手順書で示した作業手順を基礎として、総務省が関係省庁と連携して今後の自治体の進捗管理を行う。

（令和6年3月更新）

Q3 事業者が提供するオールインワンパッケージシステム（標準準拠対応）へ移行する場合や、補助対象となる業務システムと当該システムの関連システムを一体として移行する場合、対象経費をどのように算出すべきか。

A3 オールインワンパッケージを導入する場合や、複数の業務システムの整備について一括して調達する場合にも、事務処理要領（1）で示す補助対象の業務システムに係る対象経費を各システムで按分するなどし、それぞれで算出するようにしていただきたい。

(令和4年10月更新)

Q 4 標準準拠システムの導入にあわせて、業務改革(BPR)を実施しようと考えているが、BPRの実施に係る経費は補助の対象になるか。

A 4 ガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行を視野に、令和12年度までの移行計画を作成するのにあわせて、標準仕様と現行システムに係る仕様との差異を踏まえた事務運用の見直しを検討する場合の委託経費等は、本補助金の対象となる。ただし、BPRの実施のためにAIやRPA等を導入する経費等については、本補助金の対象とならない。

(令和7年6月更新)

Q 5 環境構築に要する経費として想定されている初期設定作業等とは、どのようなものを想定しているのか。

A 5 ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上で標準準拠システムを利用するための稼働環境への接続設定やガバメントクラウド以外の環境とガバメントクラウドとの接続設定のほか、標準準拠システムを利用するために必要な運用管理ユーザや機能等のパラメータ設定、データベース接続環境の設定等に要する経費(端末、ネットワーク機器の設定を含む。)を想定している。

(令和4年10月更新)

Q 6 関連システムとの円滑な連携に要する経費の「関連システム」とは何か。

A 6 ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境上に構築できるとされている、標準化対象システムと業務データのAPI連携等を行うシステムについては、当該システムのガバメントクラウドの活用有無にかかわらず、標準準拠システムとの円滑な連携に要する経費として本補助金の対象となる。

(令和4年10月更新)

Q 7 契約期間中における既存システムの整理に要する経費の「既存システム」とは何か。

A 7 標準化対象事務に係るシステムを指す。

Q 8 ガバメントクラウドの活用にあたり、庁内ネットワークの改修が必要と考えているが、その経費は補助の対象となるか。

A 8 ガバメントクラウド接続サービス又は地方公共団体が調達する回線を導入するにあたり、地方公共団体の庁内ネットワークの改修に要する経費については、接続設定に関する費用として、補助対象となる。

(令和4年10月更新)

Q 9 システムの更改時期が令和8年度以降のケースで、令和7年度までに長期契約を解約して標準準拠システムへ移行しようとする場合、契約解除に伴う違約金はどこ

まで補助の対象となるか。

A 9 現行契約の解約に伴うサーバのリース残債など移行に当たって、不可避免的に発生する経費を対象とし、具体的には、次のとおり。

- ・ガバメントクラウドやガバメントクラウド以外の環境への移行に伴い発生する現行システムに関するサーバのリース残債又は廃棄経費（地方公共団体がサーバを買い取っている場合）
- ・ガバメントクラウドやガバメントクラウド以外の環境への移行によって発生する現行システムの契約解除に伴う違約金等の追加的経費

（令和7年6月更新）

Q10 事業者と合意した標準準拠システムへの移行見込み時期より前に現行システムの更改時期を迎えることが見込まれており、現時点では、これまで同様、複数年に渡る契約を締結せざるを得ないと考えているが、その結果、次の更改時期が当該移行見込み時期を超えたとしても、標準準拠システムへ移行するために当該契約を解約する場合のリース残債等は、補助の対象となるか。

A10 現行システムの利用延長を原則とするが、やむを得ず契約更改を行う必要がある場合においては、当該契約を移行時に解約する場合の違約金・リース残債と移行時までの短期間契約を締結する場合の割高の費用を比較することが必要である。比較の結果、安価である方を補助上限額の範囲内において補助対象とする（補助金の交付申請の際には、安価であることの疎明資料（現行システム単価・複数年契約時の単価・短期間契約時の単価の比較表など）の提出を求める。）。

なお、令和4年12月26日以前に現行システムの更改を迎えたため、これまでと同様に複数年に渡る契約を締結したものについて、標準準拠システムへの移行時に当該契約を途中解約する場合の違約金・リース残債は、従前どおり、短期間契約の割高の費用と比較することなく対象となる。

（令和7年6月更新）

Q11 事業者による標準準拠システムの提供が始まる前にシステムの更改時期を迎えることから、1年間機器等の再リースにより現行契約を延長することとしたが、再リースに要する経費についても補助の対象となるか。

A11 現行システムに係る再リースに要する経費については、本補助金の対象にはならない。

Q12 ガバメントクラウド先行事業又は早期移行団体検証事業に参加し、当該事業終了後引き続き現行システム（非標準準拠システム）をガバメントクラウド上で稼働させ、令和7年度に標準準拠システムに移行する予定である。

この場合、のアプリケーション利用料やガバメントクラウド利用料、の移行経費は補助の対象になるか。

A12 当該事業終了後から標準準拠システムへの移行までの間ガバメントクラウド上で

稼働させる場合、()のアプリケーション利用料については地方公共団体において負担し、ガバメントクラウド利用料については、(5 . 補助対象経費) Q A21に記載のとおり。

また、標準準拠システムへの移行()に係る経費については本補助金の対象となる。

なお、ガバメントクラウド利用料については、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体が負担することとしているが、利用料の負担方法については、地方公共団体が利用に応じて国に支払い、国は、国及び地方公共団体等の利用料を一括してC S Pに支払うこととされている。

(令和7年6月更新)

Q13 事業者による標準準拠システムの提供が始まる前に現行のサーバ等のリース契約の終期を迎えるため、令和7年度までの標準準拠システムへの移行も担ってもらう前提で、新たに事業者を選定の上現行システム(非標準準拠システム)の更改を行い、当該事業者が標準準拠システムへの対応を随意契約でお願いする(いわゆるバージョンアップ)予定である。

この場合、現行システムの更改経費及び標準準拠システムへのバージョンアップ対応経費のいずれも補助の対象となるか。

A13 本補助金の対象となる、ガバメントクラウド上で事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業に該当するのは、のバージョンアップ対応に要する経費のうち対象経費に該当するものに限られると考えられ、は本補助金の対象とならない。ただし、現行システムから標準準拠システムへ直接移行することができず、標準準拠システムへの移行のために、非標準準拠システムへの経過的に移行することが必要である場合には、本番稼働前の非標準準拠システムへの移行に要する経費のうち補助対象経費に該当するものは、例外的に本補助金の対象となる。

(令和6年3月更新)

Q14 事業者による標準準拠システムの提供が始まる前に現行のサーバ等のリース契約の終期を迎えるため、まず現行システム(非標準準拠システム)をガバメントクラウド上で稼働させた上で、令和7年度に標準準拠システムに移行する予定である。

この場合、の現行システムをガバメントクラウドに移行する経費は補助の対象となるか。

A14 原則として、ガバメントクラウド又はガバメントクラウド以外の環境への移行と標準準拠システムへの移行を同時に行うことを想定していることから、それ以外の移行パターンについては、例えば、標準準拠システムの提供が始まる前に現行のサーバ等のリースの契約の終期を迎えるため、現行システムの契約更改をせざるを得ず移行経費が追加的に生じる等、上記原則のとおり移行するとかえって移行経費が高額になる等の真にやむを得ない場合に限り補助対象とする(補助金の交付申請の

際には、上記原則以外の移行パターンを選択することが必要な真にやむを得ない理由の疎明資料（移行パターンに応じた費用比較表など）の提出を求める。）。

（令和4年10月更新）

Q15 20業務のシステムについて複数の事業者と契約しており、システムの更改時期が異なるため、順次標準準拠システムを導入したのち、令和7年度にまとめてガバメントクラウドへ移行することを予定している。この場合、当面の間、ガバメントクラウドではない環境下で標準準拠システムを利用することとなるが、の標準準拠システム導入及びの令和7年度のガバメントクラウドへの移行それぞれの経費について、補助の対象となるか。

A15 令和7年度までのガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行を前提とする限り、本補助金の対象となりうると考えている。なお、補助金申請の際には、事業計画書等において、令和7年度までのガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行に向けたプロセスを明確にしていきたい。

（令和4年10月更新）

Q16 標準化対象の20業務全てを標準化し、一部業務（例えば15業務分）をガバメントクラウドへ移行し、残りをガバメントクラウド以外の環境に構築する場合、補助対象となるか。

A16 ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるが、ガバメントクラウドと比較して、当該ガバメントクラウド以外の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、標準準拠システムをガバメントクラウド以外の環境で導入することを妨げない。ただし、補助金の交付に当たっては、以下の条件をいずれも満たす場合は、ガバメントクラウド以外の環境を活用した標準準拠システムへの移行に要する経費は補助対象とする。

ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと

当該環境とガバメントクラウドを接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすること

（令和4年10月更新）

Q17 各システムが標準仕様に準拠することについて、誰が、どのように確認するのか。

A17 標準準拠システムの適合性確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有しており、基本方針では、地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、事業者は地方公共団体に提示する標準準拠システムの提案書やマニュアル等において、機能標準化基準に規定される機能IDごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示するものとされている。また、制度所管府省は、地方公共団体から機能標準化基準の適合性の確認において疑義が生じ、照会があった場合には、速や

かに詳細を把握する等し、検討会の場で議論をする等しながら、解釈を示す等の対応を行うこととされている。

(令和4年10月更新)

Q18 補助金の交付決定前に着手すること(事前着手)は可能か。

A18 交付決定前に事業に着手(契約締結)した場合は、補助の対象とならない。なお、令和7年度以降の当初申請(過年度において交付申請を行っていない場合を除く)及び変更申請と契約締結の関係については、一連の移行作業が、J-LISへの申請を行う度に、それぞれ別事業と整理されるものではなく、移行計画に基づいた標準準拠システムへの移行に係る事業である場合は、いわゆる「交付前着手」にはあたらないと考えられる。また、本補助金は年度毎の申請及び交付決定を行っているため、令和6年度以前に実施した補助事業については対象とならない。

(令和7年6月更新)

Q19 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書において、PMOを設置しての進捗管理の重要性が記載されているが、PMO支援を外部委託する経費は補助対象経費となるか。

A19 自治体情報システムの標準化・共通化の取組における調査等準備経費に該当する場合は、補助対象となる。

(令和4年3月更新)

Q20 標準仕様書と現行システムの仕様との差異の洗い出しやシステム更新時期等を踏まえた移行計画作成等について、現行システムベンダに委託した場合は補助対象となるか。

A20 現行システムの概要調査については、契約しているシステムの状況を把握するものであることから、現行システムベンダへの経費は発生しないものと想定される。また、移行計画作成等についても、基本的には、現行システムベンダへの委託ではなく、外部コンサルへの委託を想定しているが、様々な契約ケースが考えられるため、現行システムベンダと契約した場合でも補助対象となる。ただし、委託内容や金額については十分精査されたい。

(令和4年3月更新)

Q21 標準準拠システムへ移行を行う際の、本番稼働前のガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料について、本補助金の対象となるか。

A21 ガバメントクラウド利用料及び接続回線使用料について、基本的には、運用経費に該当するため本補助金の対象にはならない。ただし、当該経費が本番稼働前であり、データ移行等のために不可避免的に発生する経費であるなど、運用経費と明確に切り分けられるものとして補助対象経費A～Eの経費として該当する場合は対象となる。

なお、移行経費に係るガバメントクラウド利用料及び回線使用料については、以

下の内容を踏まえ、運用経費と明確に切り分けること。その際、「令和7年度における標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドへの移行状況に係る調査」（令和7年2月18日デ社第81号）で回答された「業務システムの本番稼働が始まる月」以降は、普通交付税措置の算定対象となっているため、移行経費に含めないこと。

- ・ 移行作業の開始と本番環境への切替え（本番稼働後は運用経費）のタイミングについてはシステム単位で判定すること。例えば、あるシステムが本番稼働しているにもかかわらず他の全てのシステムが移行完了（本番稼働）するまでの間を「移行作業」と見立てて、移行経費の対象とするなどの取扱いは不可であり、運用経費が含まれる懸念がないようにすること。
- ・ ガバメントクラウドのアカウントを開設するとガバメントクラウド利用料が発生するが、移行作業に真に必要なリソースをできる限り必要なタイミングで利用する、実際の移行作業に要する日数や時間についてできる限り詳細に見積もるなど、効率的な移行作業に努めること。例えば、本番環境における繁忙期を想定し、アカウント開設時から休日等の区分なく継続すると、不必要なガバメントクラウド利用料が発生する懸念があるため、事業者とよく調整すること。
- ・ また、回線使用料については、上記の移行経費として認められるガバメントクラウド利用料に係るものを、移行経費として補助対象とする。その際は、適切に月額の使用料を按分するなどして算定すること。
- ・ 移行経費に含まれるガバメントクラウド利用料と回線使用料については、以上の通りであるが、他の移行経費と同じく、重回帰分析等を行った上で各地方公共団体ごとに設定される上限額に含まれるものであり、効率的な執行に努めること。

（令和7年6月更新）

6. 補助額

Q 1 交付額はどのように算定されるか。

A 1 都道府県又は市町村の人口に加え、システムの実態等を踏まえた補助基準額の上限額を設定し、それと各地方公共団体からの申請額のうち補助対象経費として認められる額のいずれか低い方の金額を交付額として算定する。

（令和6年3月更新）

Q 2 補助基準額の上限額とは、単年度当たりか、各年度の合計か。

A 2 補助基準額の上限額として示しているのは、1地方公共団体当たりの令和12年度までの補助金の合計の金額である。

（令和7年6月更新）

Q 3 補助基準額の上限額のほか、事務処理要領（2） A）～F）までの項目ごとの上限額や補助の基準はあるか。

A 3 項目ごとの上限額や補助の基準は定めていない。補助基準額の上限額の範囲内で、各地方公共団体において適切に補助金を活用されたい。

Q 4 補助金の適切な活用にあたって、留意すべき事項はあるか。

A 4 手順書を参照しながら標準化・共通化にあたって必要な手続や機能を精査した上で、移行完了までの事業計画書を作成・提出していただきたい。また、補助金申請に係る所要額については、複数ベンダから見積りを徴取する、ベンダの見積り額の精査にあたって見積金額の妥当性を確認できるよう作業内容、職種、工程、工数、単価等の積算内訳を明確化する等により、経費の妥当性を判断していただきたい。

(令和7年6月更新)

Q 5 今後、補助基準額の上限の算定方法を改正する予定はあるか。

A 5 政令指定都市を除いて予定していない。

なお、政令指定都市については、標準仕様書における指定都市要件が整理された後、引き続き必要な検討をしていく。

(令和6年3月更新)

Q 6 令和8年度以降に移行する特定移行支援システムに対する補助金はどのように考えているのか。

A 6 基金の年限延長に伴い、令和8年度以降の移行経費についても、上限額の範囲内で支援を行う。その上で、なお必要となる経費については、今後、効率的な執行を踏まえつつ、財政措置を含め、総合的に検討を行う。

(令和7年6月更新)

Q 7 「令和4年度末のマイナンバーカードの交付率等を勘案」に関する検討結果如何。

A 7 都道府県又は市町村の人口に加え、システムの実態等を踏まえた補助基準額の上限額を設定することとした。

(令和6年3月更新)

Q 8 現在示されている補助基準額の上限が減額されることはあるのか。

A 8 減額されることはない。

(令和4年10月更新)

7. 手続

Q 1 複数年にわたって本補助金による支援が受けられるのか。

A 1 地方公共団体が複数年にわたって計画的に取組を進めることが可能となるよう、本補助金はJ-LISに基金を造成しており、補助額の合計が地方公共団体ごとに設定された上限額に達するまでの間、事務処理要領(1)の対象事業ごとに、必

要な経費を申請することができる。

Q 2 移行経費について、複数年度にまたがる契約となることが見込まれるが、開始年度に一括して申請する必要があるか。

A 2 事業開始年度に一括で申請するのではなく、毎年度、当該年度で必要な経費を申請する。

Q 3 申請可能期間についての考え方はどのようなものか。

A 3 交付申請に係るスケジュールについて、これまでは随時申請を受け付けていたが、新たに申請受付期間を設けることとする。

令和7年度以降は、多くの地方公共団体において移行作業が本格化するところ、補助金の交付事務についてもできる限りの効率化を行い、移行作業に注力できる環境を整備する必要がある。そのため、従来、変更承認申請を随時、複数回受け付けていたが、いわゆる交付前着手の考え方を明確化した上で、申請受付期間を設け、原則として、各地方公共団体は当該期間中に必要な申請を行うこととした。

また、上記を踏まえ、申請受付期間中における交付申請は、原則として1回とするため、補助対象経費に該当するか否かについては、他のQ A等を確認いただくとともに、疑義がある場合はP M Oツールで確認するなど必要な確認等を行った上で、適切に申請書類等を準備いただきたい。

(令和7年6月更新)

Q 4 交付申請にあたって必要となる添付資料は何か。

A 4 事業計画、補助事業に要する経費の見積書を添付していただきたい。

(令和4年10月更新)

Q 5 既に交付決定を受け、2年目以降にも交付申請を行いたい場合には、どのようなことに留意すればよいか。

A 5 交付決定を受けた年度においては、実績報告を提出するとともに、交付決定を受けた年度以降にも交付申請を行う場合には、各年度で交付申請書を提出いただきたい。

(令和6年3月更新)

Q 6 年度内に事業が完了しない場合、繰り越しは可能か。

A 6 取扱要領第7条の規定に該当する場合は、変更承認申請を行った上で、当該申請年度内に事業を完了することが原則である。

ただし、各団体において、やむを得ない事由により補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、取扱要領第8条の規定に基づき、補助事業遅延報告書をJ - L I Sに提出した後、J - L I Sが認めた場合に繰越すことができる。

(令和6年3月更新)

Q 7 基金の設置年限までに、標準準拠システムやガバメントクラウドへの移行ができなかった場合には補助金の返還は必要か。

A 7 基金については、特定移行支援システムが存在することを踏まえ、その設置年限が令和12年度までとされたところであり、移行スケジュールに沿って計画的に取り組を進めていただきたい。

(令和7年6月更新)

Q 8 複数年の委託契約を締結する場合の交付申請の手続はどうしたらよいか。

A 8 複数年契約を予定している場合は、交付申請の際に、予定している当該複数年分の事業計画書及び見積書を添付すること。その上で、交付申請額は毎年度、当該年度に要する経費分のみを申請すること。

(令和3年10月更新)

Q 9 ゼロ債務負担行為による複数年の契約を締結する場合の交付申請の手続きはどうしたらよいか。

A 9 A 8と同様である。なお、ゼロ債務負担行為が分かる予算書も添付すること。また、後年度に計上される経費について、初年度申請時の見積額が交付決定額となるのではなく、年度ごとの交付申請に基づいて、交付決定額が決まる点に留意されたい。

(令和6年3月更新)

Q 10 令和8年度以降の移行とならざるを得ない特定移行支援システムに係る補助金申請はどのように行えば良いか。

A 10 特定移行支援システムに係る補助対象経費についても、これまでどおり申請いただきたい。

(令和7年6月更新)

Q 11 補助金の上限額を超えているため、交付申請を行わず、契約締結した事業について、補助金の上限額が増額されたことにより、当該事業についての補助金申請は可能か。

A 11 原則として契約締結後の補助金申請は認められない。

ただし、令和7年度以降の申請については、既に交付決定額が補助上限額に達していたために、補助金申請を行っていない事業に限り、補助金申請を行うことは可能である。なお、本補助金は年度毎の申請及び交付決定を行っているため、令和6年度以前に実施した補助事業については対象とならない。

(令和7年6月更新)